【様式】

# 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | | | 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例 |
| 2 | 対象税目 | ① | 政策評価の対象税目 | 所得税：外 |
| | | ② | 上記以外の税目 | |
| 3 | 内容 | | | 《制度の概要》<br>相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。 |
| | | | | 《関係条項》<br>租税特別措置法第 9 条の 7 |
| 4 | 担当部局 | | | 中小企業庁財務課 |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | | 評価実施時期：令和8年8月<br>分析対象期間：令和3年度～令和7年度 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 | | | 平成16年度　創設 |
| 7 | 適用期間 | | | 恒久措置 |
| 8 | 必要性等 | ① | 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。 |
| | | | | 《政策目的の根拠》<br>中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）<br>第三節　経済的社会的環境の変化への適応の円滑化<br>第二十四条<br>4　国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。<br><br>中小企業憲章（平成 22 年 6 月閣議決定）<br>2．基本原則<br>五．セーフティーネットを整備し、中小企業の安心を確保する<br>・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 |
| | | ② | 政策体系における政策目的の位置付け | 7．中小企業の発展 |

<table>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>事業承継に際して事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>本特例は、特例対象株式を相続により取得した者にとっては、発行会社への売却により相続税納税資金を確保することができる。また、後継者にとっては、相続人から第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、株式の集約による機動的な意思決定が可能となる。 これらの効果として、中小企業の事業継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化につながるものであるため、政策目的に寄与している。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>適切な税務統計データがないため租特の正確な適用実績は把握できないが、国税庁統計年報や中小企業庁アンケートに基づいて試算すると、以下のとおり適用件数は約 3000 件超で推移しており、着実に利用されていることが窺える。
<table>
<tr><th></th><th>①みなし配当課税の適用者数（人）</th><th>②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数（人）</th><th>③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額（百万円）</th></tr>
<tr><td>R2</td><td>2, 976</td><td>13, 045</td><td>603, 283</td></tr>
<tr><td>R3</td><td>3, 214</td><td>14, 087</td><td>868, 823</td></tr>
<tr><td>R4</td><td>3, 425</td><td>15, 012</td><td>797, 463</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>3, 417</td><td>14, 974</td><td>829, 418</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>3, 543</td><td>15, 529</td><td>860, 944</td></tr>
</table>
※平成 28 年に中企庁が行った試算によると、「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数の約 16%が本税制を利用している。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】<br>①中小企業庁アンケート結果を基に、統計年報（国税庁）の「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数（人）の前年伸び率に比例するものとして試算<br>②③統計年報（国税庁）より引用</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>令和2年度　35,614 百万円<br>令和3年度　51,290 百万円<br>令和4年度　47,077 百万円<br>令和5年度　48,964 百万円<br>令和6年度　50,825 百万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】<br>適用数を基に推計<br>計算式：適用件数×特定同族会社の株式等の取得価額／（特定相続会社 の株式等の被相続人の数×被相続人一人あたりの相続人の数の平 均））×みなし配当割合（推計）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>令和2年度　10,684 百万円<br>令和3年度　15,387 百万円</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 令和4年度　14,123 百万円<br>令和5年度　14,689 百万円<br>令和6年度　15,248 百万円<br><br>【算定根拠】<br>適用額を基に推計<br>計算式；適用額×　税率（30%）※<br>　※みなし配当課税：最高税率 45%、株式譲渡益課税：税率 15%より、45-15＝30% |
| | | ④ 効果 | 《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》<br>　本特例は、特例対象株式を相続により取得した者にとっては、発行会社への売却により相続税納税資金を確保することができる。また、後継者にとっては、相続人から第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、株式の集約による機動的な意思決定が可能となる。 これらの効果として、中小企業の事業継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化につながるものであるため、政策目的に寄与している。<br><br>【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】<br>― |
| | | | 《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》<br>　本特例は事業承継の円滑な実施を目的とするものであり、本特例を含めた事業承継に関する各種支援策等により、特定同族会社の株式及び出資の被相続人の数が平成 26 年の 9,406 人から令和6年の 15, 529 人に増加している。<br>　また、本特例による効果として、本税制措置による事業維持に係る効果（廃業防止に係る効果）によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間374名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある（注1）（注2）。<br><br>【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】<br>〇中小企業庁委託事業（平成 23 年度）による試算<br>（注1）当該試算の分析対象は、平成 22 年度の利用者（相続人）1, 161 人。<br>（注2）中小企業の廃業率（中小企業白書 2010 年版）等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果（廃業防止効果）を測定。 |
| | | | 《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》<br>　本特例は、相続財産である非上場株式を発行法人へ譲渡する場合に適用されるものであり、適用対象は限定的であるものの、円滑な事業承継を支援するために必要な措置である。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ⑤ | 税収減を是認する理由等 | 本特例には特例対象株式を相続により取得した者が相続税の納税が必要な場合において納税資金の確保を可能にすることにより円滑な事業承継を可能とする効果とともに、株式の集約化による機動的な経営を可能とするという効果が見込まれるものであり、本税制措置を是認する効果が認められる。<br>本特例による経済波及効果については、事業維持に係る効果（廃業防止に係る効果）によって約98億円（注3）の経済波及効果が生じるとの試算がある。（※）<br><br>（※）中小企業庁委託事業（平成 23 年度）による試算<br>（注1）当該試算の分析対象は、平成 22 年度の利用者（相続人）1,161 人。<br>（注2）中小企業の廃業率（中小企業白書 2010 年版）等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果（廃業防止効果）を測定。<br>（注3）平成 22 年度の減収額（中小企業庁試算） |
| 10 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本税制措置は、相続税負担によって事業活動に支障をきたしている中小企業にとって、納税資金の確保や経営権（株式）の分散を防止することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。<br>実際に、日本商工会議所が公表したアンケート結果によれば、事業承継を行う際の障害は、「譲渡の際の相続税・贈与税が高い」が約7割となっている（日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」）。また、中小企業白書（2024）においても、事業承継の際に問題になりそうなことについて、「相続税・贈与税の問題」が挙げられていることから、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。 |
| | | ② | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。<br><br>＜税制＞<br>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例<br>・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例<br>・個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例<br><br>＜法律＞<br>・経営承継円滑化法<br>遺留分に関する民法特例<br>金融支援 356 件（令和 3 年 3 月末時点）<br><br>＜予算措置＞<br>・事業承継・M&A 支援事業<br>（令和７年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | の内数）<br><br>・事業承継総合支援事業（令和７年度補正予算　中小企業活性化・事業承継総合支援事業74億円の内数、令和８年度当初予算139億円の内数）<br><br>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。 |
| | | ③ | 地方公共団体が協力する相当性 | ― |
| 11 | 有識者の見解 | | | ― |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 | | | 引き続き措置。 |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | | 令和3年 |